

社会福祉法人滄溟会 役員等非常勤者の費用弁償に関する規程

第1条 社会福祉法人 滄溟会（以下（本会）という。）の業務のために会議等に出席する役員等で非常勤の者に費用弁償として別表によりこれを支給する。

第2条 第2条 役職員等が本会の業務のために旅行したときは、その旅費について、本会の旅費の支給規定を適用してこの規定の費用弁償にかえるものとする。

附則

この規程は、平成26年1月1日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表

職 名	費用弁償の額	備 考
役員及び評議員	5,000円	会議出席